

国立大学法人神戸大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に対する報酬のうち賞与については、役員報酬規程により「職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる」と定めている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

特になし

理事

特になし

理事(非常勤)

特になし

監事

特になし

監事(非常勤)

特になし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,134	千円 13,415	千円 5,177	千円 1,341 (地域手当) 199 (通勤手当)			
A理事	千円 16,627	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 521 (通勤手当)			
B理事	千円 16,242	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 136 (通勤手当)			
C理事	千円 16,106	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 0 (通勤手当)			
D理事	千円 16,364	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 258 (通勤手当)			
E理事	千円 16,242	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 136 (通勤手当)			
F理事	千円 16,196	千円 10,838	千円 4,183	千円 1,083 (地域手当) 90 (通勤手当)			
G理事	千円 15,869	千円 10,372	千円 4,012	千円 1,037 (地域手当) 447 (通勤手当)			
H理事	千円 13,406	千円 8,557	千円 3,302	千円 855 (地域手当) 197 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)	4月1日		◇
I監事	千円 12,869	千円 8,557	千円 3,302	千円 855 (地域手当) 153 (通勤手当)			
J監事 (非常勤)	千円 1,843	千円 1,749	千円 0	千円 94 (通勤手当)		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事・ 監事	千円	年	月			該当者なし	

注:「前職」欄には,退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」,役員出向者「◇」,独立法人等の退職者「※」,退職公務員でその後独立行政
法人等の退職者「*※」,該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費管理は、中期目標期間中の人件費予算の年度展開及び教育研究組織の見直しを踏まえて職種又は部局別の人員を定め、中長期的な観点に立った適切な管理を行うこととしている。具体的には、学長裁量枠を設けるなど、組織の再編等に質量共に柔軟に対応できる人員配置を行うとともに、総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減について、着実に実施することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準など社会一般の情勢に適合したものとなるように定めていくこととしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等は、昇格及び昇給の実施並びに勤勉手当の成績率の決定に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率(支給割合)に基づき支給する。
俸給月額 (昇格・降格)	昇格:①上位の級に決定される基準を満たす場合は、その基準に応じた級に昇格させることができる。 ②勤務成績が優秀な職員は、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
俸給月額 (昇給)	1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じて5段階(A～E)の区分を設け昇給させることができる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改正を参考にして、以下のとおり改正した。
 - ・平成23年4月1日に43歳未満の職員で平成22年1月1日に昇給した職員について1号俸上位の号俸に調整した。
 - ・期末手当及び勤勉手当の各支給期の支給割合を改正した。
- 安全衛生管理手当を職務付加手当に変更し支給対象者を整備した。
- 医学部附属病院の看護師等に支給する夜間看護手当の手当額を改正した。
- 週3日以下の非常勤職員の通勤手当支給基準及び支給方法を改正した。
- 管理職手当の支給対象者及び手当額を改正した。
- 入学試験業務手当の手当額等を改正した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 2,529	歳 42.6	千円 7,122	千円 5,319	千円 151	千円 1,803
事務・技術	人 549	歳 42.8	千円 5,798	千円 4,381	千円 189	千円 1,417
教育職種 (大学教員)	人 1,188	歳 48.1	千円 9,151	千円 6,764	千円 163	千円 2,387
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 569	歳 32.6	千円 4,746	千円 3,616	千円 87	千円 1,130
技能・労務職種	人 10	歳 52.5	千円 5,688	千円 4,273	千円 187	千円 1,415
海事職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 4	歳 36.8	千円 5,309	千円 4,011	千円 120	千円 1,298
教育職種 (附属高校教員)	人 23	歳 47.2	千円 7,869	千円 5,937	千円 129	千円 1,932
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人 31	歳 40.6	千円 6,862	千円 5,218	千円 145	千円 1,644
医療職種 (病院医療技術職員)	人 148	歳 36	千円 4,994	千円 3,805	千円 158	千円 1,189
その他医療職種 (看護師)	人 5	歳 52.1	千円 5,958	千円 4,475	千円 214	千円 1,483

再任用職員	人 43	歳 62.3	千円 3,318	千円 3,109	千円 266	千円 209
事務・技術	人 15	歳 61.5	千円 3,623	千円 3,127	千円 301	千円 496
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
その他事務・技術	人 23	歳 62.8	千円 3,122	千円 3,122	千円 267	千円 0
その他技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	189	35.2	3,483	2,929	133	554
事務・技術	76	38.9	3,380	2,575	180	805
教育職種 (大学教員)	22	39.3	5,685	4,289	128	1,396
医療職種 (病院医師)	77	30.8	2,886	2,886	91	0
医療職種 (病院看護師)	3	41.8	4,459	3,404	133	1,055
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	10	29.6	3,709	2,837	96	872

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、調理員等をいう。

「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:再任用職員の「その他事務・技術」及び「その他技能・労務職種」とは、期末手当及び勤勉手当を支給せず、給与の支払形態が日給制となる職種を示す。

注5:常勤職員の海事職種、再任用職員の医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及びその他技能・労務職種、非常勤職員の技能・労務職種は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

[年俸制適用者]

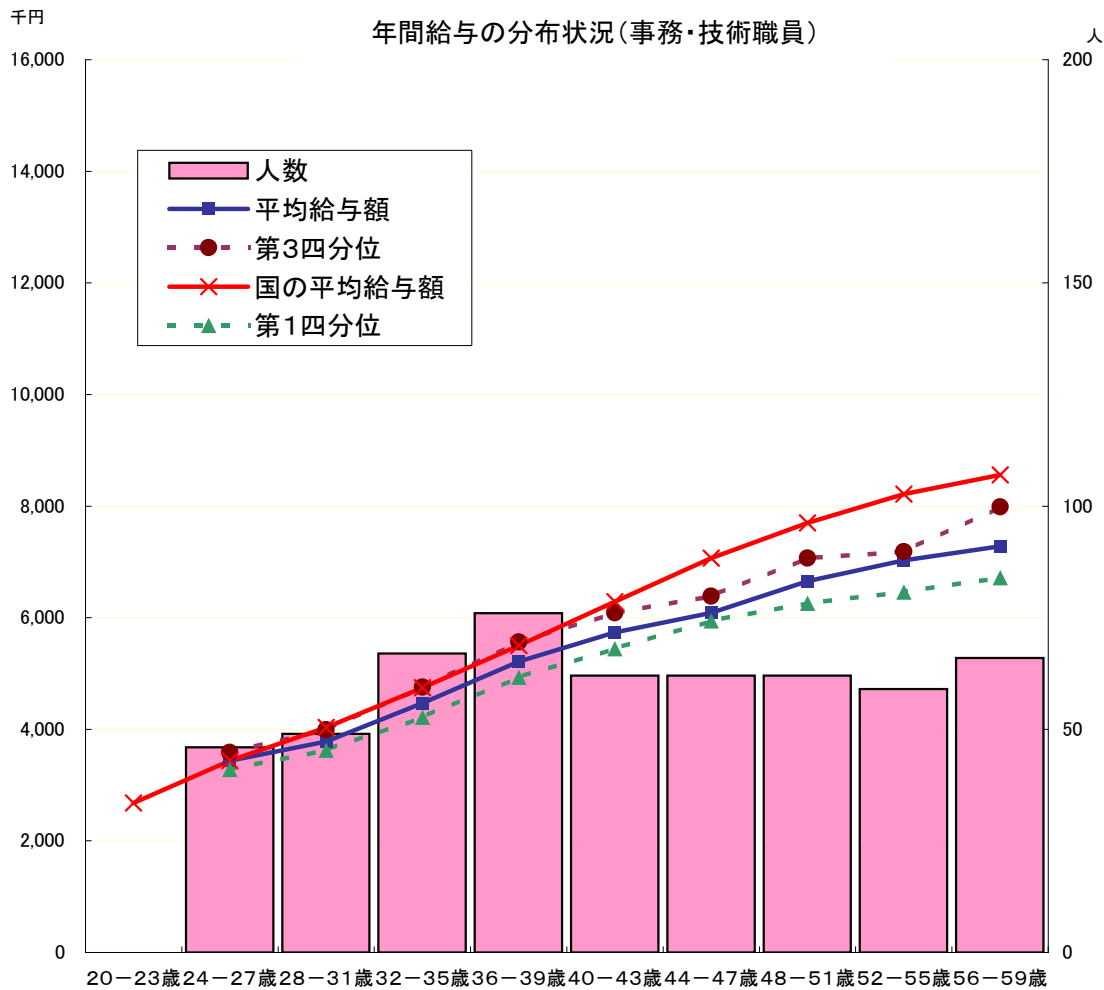
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	98	44.5	7,816	7,816	145	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
特命教員	84	45	8,273	8,273	139	0
特命専門職	14	41.2	5,073	5,073	181	0

注1:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:「特命教員」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者であって、大学が定める特定の事項について教育・研究に従事するもので、特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教をいう。

「特命専門職」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の特定の経費により、期間を定め、年俸により雇用される者で、国立大学法人神戸大学事務組織規則に規定する事務組織等において、高度の専門的な知識又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認められる業務に従事するものをいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

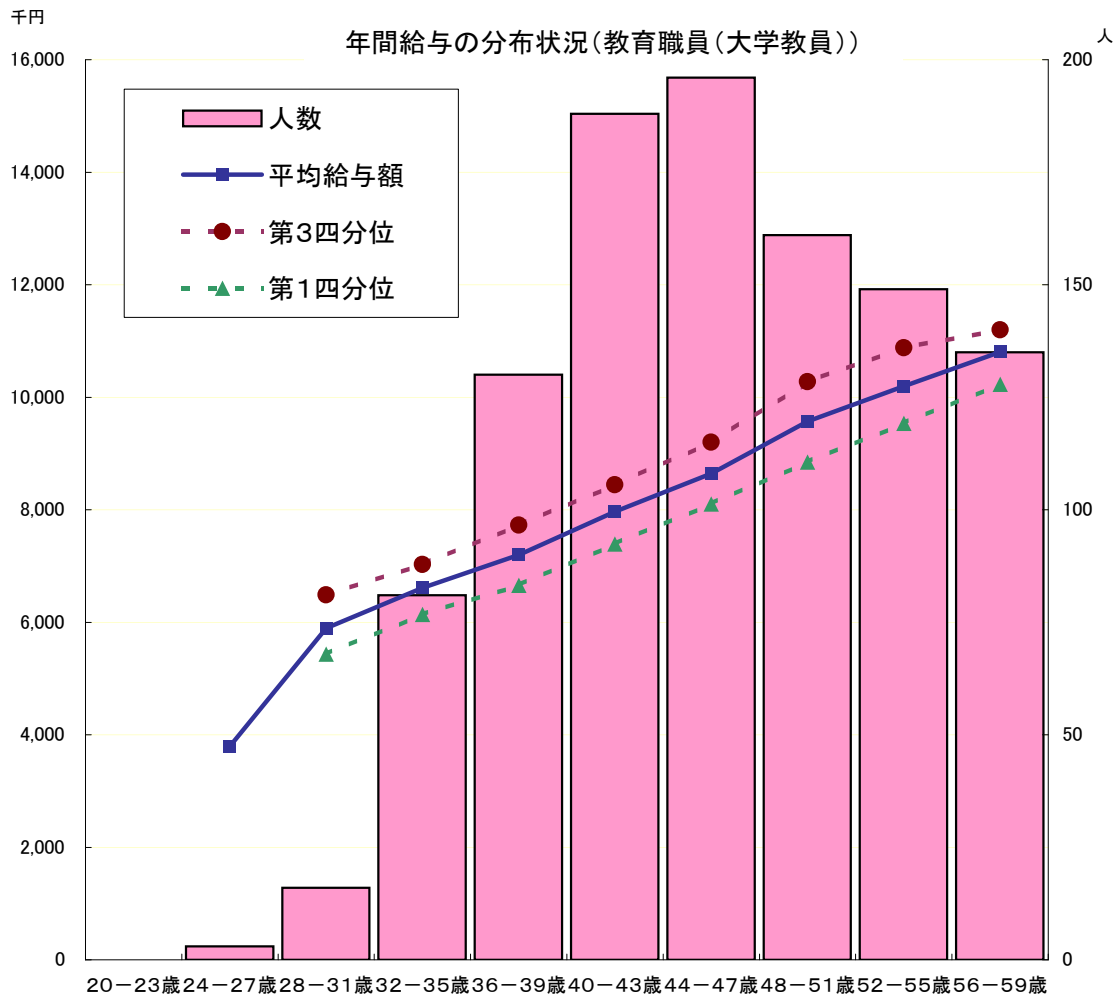


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
部長	5	55.5	9,811	千円	10,342	千円	11,512
課長	38	54.9	7,574	千円	7,992	千円	8,359
課長補佐	52	52.2	6,884	千円	7,005	千円	7,208
係長	197	47.3	5,802	千円	6,113	千円	6,462
主任	136	40.0	4,506	千円	5,173	千円	5,707
係員	121	30.2	3,446	千円	3,736	千円	3,972

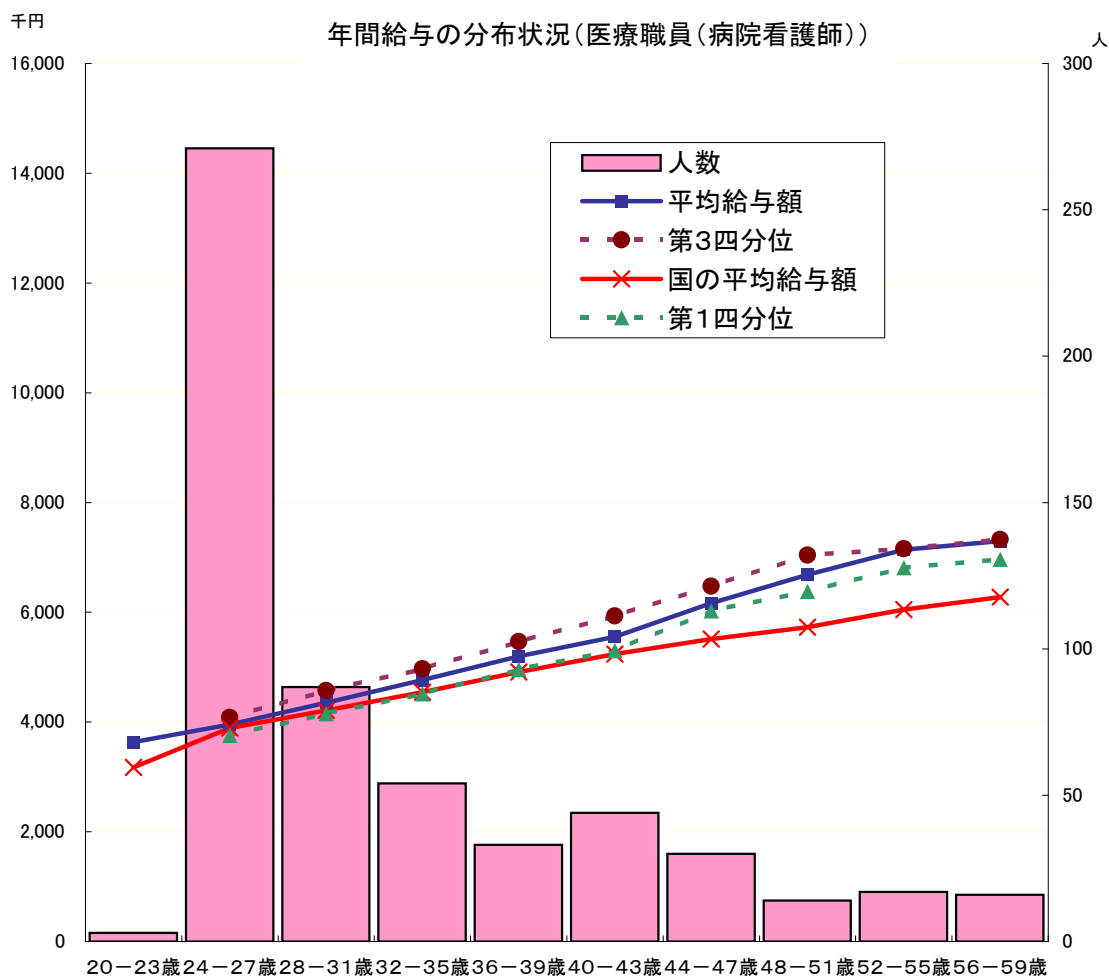
注:「課長」には、「事務長」及び「室長(課長相当)」を含み、「課長補佐」には、「事務長補佐」, 「専門員」及び「室長(課長補佐相当)」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。



注: 年齢24~27歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	507	54.5	10,019	10,642	11,113		
准教授	393	44.8	7,944	8,386	8,855		
講師	77	42.4	7,161	7,601	8,202		
助教	193	40.1	6,339	6,690	7,095		
助手	18	47.3	6,015	6,092	7,044		



注: 年齢20~23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1		—	—	—	—	—
副看護部長	4	54.3	—	—	7,949	—	—
看護師長	28	52.0	6,705	6,980	6,980	7,217	7,217
副看護師長	82	44.0	5,384	5,947	5,947	6,477	6,477
看護師	454	29.2	3,971	4,245	4,245	4,452	4,452

注1: 看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	549 人	57 人 (10.4 %)	82 人 (14.9 %)	284 人 (51.7 %)	76 人 (13.8 %)	31 人 (5.6 %)
年齢 (最高～ 最低)		40～24 歳	52～26 歳	59～34 歳	59～40 歳	59～40 歳
所定内給 与年額 (最高～ 最低)		3,079 ～ 2,110 千円	3,729 ～ 2,564 千円	5,079 ～ 3,004 千円	5,611 ～ 4,296 千円	6,554 ～ 4,893 千円
年間給与 額 (最高～ 最低)		4,002 ～ 2,823 千円	4,862 ～ 3,402 千円	6,771 ～ 3,992 千円	7,578 ～ 5,794 千円	8,532 ～ 6,683 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	局長 部長	局長
人員 (割合)	14 人 (2.6 %)	3 人 (0.5 %)	2 人 (0.4 %)	該当者なし 人
年齢 (最高～ 最低)	59～46 歳	58～55 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額 (最高～ 最低)	7,037 ～ 6,077 千円	7,346 ～ 6,435 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額 (最高～ 最低)	9,228 ～ 8,126 千円	9,812 ～ 8,567 千円	～ 千円	～ 千円

注:8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,188人	該当者なし ()%	211人 (17.8 %)	79人 (6.6 %)	391人 (32.9 %)	507人 (42.7 %)
年齢 (最高～ 最低)		～	63～24	62～29	63～30	63～38
所定内給 与年額 (最高～ 最低)		～	6,081 ～ 2,813	6,854 ～ 3,989	7,746 ～ 4,510	10,781 ～ 5,637
年間給与 額 (最高～ 最低)		～	8,044 ～ 3,740	8,999 ～ 5,338	10,247 ～ 6,080	14,646 ～ 7,687

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長
人員 (割合)	569人	該当者なし ()%	454人 (79.8 %)	82人 (14.4 %)	29人 (5.1 %)	3人 (0.5 %)
年齢 (最高～ 最低)		～	52～23	59～30	59～37	57～53
所定内給 与年額 (最高～ 最低)		～	4,720 ～ 2,608	5,405 ～ 3,104	5,697 ～ 4,416	6,324 ～ 5,968
年間給与 額 (最高～ 最低)		～	6,303 ～ 3,459	7,205 ～ 4,170	7,718 ～ 5,902	8,355 ～ 7,987

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.2 %)	該当者なし ()%
年齢 (最高～ 最低)	～	～
所定内給 与年額 (最高～ 最低)	～	～
年間給与 額 (最高～ 最低)	～	～

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.7	% 60.3	% 58.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.3	% 39.7	% 41.9
	最高～最低	% 51.7～35.2	% 41.8～32.6	% 46.9～33.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.6	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.4	% 34.6
	最高～最低	% 38.8～32.7	% 36.0～30.2	% 36.9～31.6

(教育職種(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.3	% 58.6	% 57.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.7	% 41.4	% 43.0
	最高～最低	% 50.0～34.8	% 46.2～32.6	% 46.3～35.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.7	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.3	% 34.6
	最高～最低	% 48.9～28.0	% 46.3～26.5	% 46.0～30.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.8	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 34.2	% 35.4
	最高～最低	% 39.6～32.8	% 36.0～30.3	% 37.3～31.5

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	89.3
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	102.2
(教育職員(大学教員))	
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	105.7
(医療職員(病院看護師))	
対国家公務員(医療職(三))	105.3
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	106.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 89.3
	参考 地域勘案 92.0 学歴勘案 88.3 地域・学歴勘案 91.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.0% (国からの財政支出額 25,157,518千円、支出予算の総額 69,957,984千円：平成23年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えておらず、適切に運用されている。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)
	【検証結果】 ——
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めたい

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 105.3	
	参考	地域勘案 98.7 学歴勘案 102.6 地域・学歴勘案 100.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当10%地域に所在しているため 【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.0% (国からの財政支出額 25,157,518千円、支出予算の総額 69,957,984千円：平成23年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が50%を超えておらず、適切に運用されている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 _____ 今後も適切な給与水準の維持に努めたい	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

103.1

上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度) 千円	前年度 (平成22年 度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平 成22年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	20,307,803	20,235,379	72,424 (0.4)	72,424 (0.4)
退職手当支給額 (B)	2,345,115	1,367,052	978,063 (71.5)	978,063 (71.5)
非常勤役員等給与 (C)	9,724,671	9,146,346	578,325 (6.3)	578,325 (6.3)
福利厚生費 (D)	3,920,324	3,593,376	326,948 (9.1)	326,948 (9.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	36,297,913	34,342,153	1,955,760 (5.7)	1,955,760 (5.7)

注1: 「非常勤役員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ①平成23年度の「退職手当支給額」の増の理由は、教員の定年延長に伴い平成22年度の定年退職予定者が平成23年度に退職したことが考えられる。
- ②平成23年度の「非常勤役員給与」の増の理由は、外部資金等により雇用する職員の増加が考えられる。
- ③平成23年度の「福利厚生費」の増の理由は、保育所設置に伴う運営費の増が考えられる。
- ④行革推進法、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人件費削減の取組の状況について
 - i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
中期計画において設定した削減目標は、平成23年度までに概ね6%の人件費の削減を図ることとしている。
方針としては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しを行うとともに、業務内容の見直しを行うこととしている。
 - iii) 人件費の削減の取組の進ちょく状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	23,581,813	22,715,664	22,039,964	21,752,184	20,820,613	20,235,379	20,307,803
人件費削減率 (%)		△3.7	△6.5	△7.8	△11.7	△14.2	△13.9
人件費削減率(補正 値)(%)		△3.7	△7.2	△8.5	△10.0	△11.0	△10.5

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する措置について

1. 役員は、平成24年7月から実施
2. 職員は、平成24年7月から実施